

FAX	HP	たより	行事	なし
	✓			

令和6年9月4日



各郡市医師会長 様

島根県医師会

副会長 児玉和夫

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う
集合契約Bにおける資格確認方法の変更について

標記につきまして、全国健康保険協会島根県支部より別紙のとおり周知依頼がまいりました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき、令和6年12月2日より健康保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化としたマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされています。このことを踏まえ、先般、厚生労働省より令和6年1月31日付事務連絡「特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入等について」が発出され、本会からも令和6年2月22日付「特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入等について（周知）」にて貴会宛に周知したところです。

本件は、資格確認方法の変更等を受け、「令和6年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書」において記載されている健康保険証による資格確認方法に加えて、別添の令和6年1月31日付事務連絡「特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入等について」で示されたオンライン資格確認等についても可能とするものです。詳細は、別添文書をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、県医師会報10月号に掲載いたしますことを申し添えます。

担 当：島根県医師会 業務課 岩成
TEL：0852-21-3454
FAX：0852-26-5509
E-mail:iwanari@ns.shimane.med.or.jp



協島根支部発第 240819-01 号
令和 6 年 8 月 19 日

島根県医師会長 様

代表保険者
全国健康保険協会島根支部長



マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う
集合契約Bにおける資格確認方法の変更について

平素より当協会の事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき、令和6年12月2日より健康保険証の新規発行を停止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化としたマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされています。このことを踏まえ、先般、厚生労働省より令和6年1月31日付事務連絡「特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入等について」が発出されたところです。

今回の資格確認方法の変更等を受け、以下のとおり対応することとしましたのでご承知おきいただくとともに、各実施機関へ周知いただきますようお願いいたします。

- 本通知の発出をもって、【令和6年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書】において記載されている健康保険証による資格確認方法に加えて、別添の令和6年1月31日付厚生労働省事務連絡「特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入等について」で示されたオンライン資格確認等についても可能といたします。

お問い合わせ先

〒690-8531 島根県松江市殿町 383 山陰中央ビル 2階

全国健康保険協会島根支部 保健グループ 担当：山田

電話番号：0852-59-5204